

第1章 都市公園

第1節 都市公園の種類及び配置基準

1 都市公園の種類

(1) 公園の分類

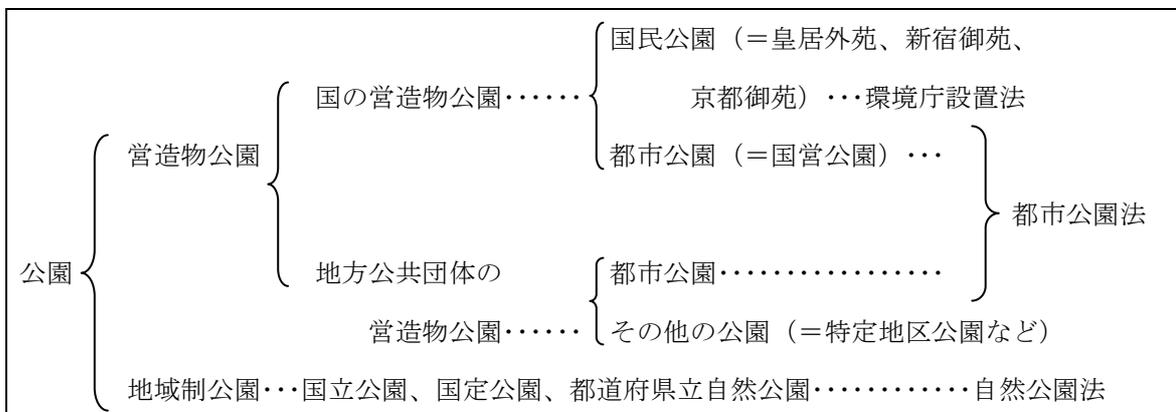
一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園とに大別される。

営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表される。営造物公園は国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。

地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表される。国又は地方公共団体が一定区域内の権原に関係なく、その区域を公園として指定し土地利用の制限や一定の行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とする。

「公園」の分類を一覧表にしたものが下記の表である。

「公園」の分類



(2) 都市公園の定義

都市公園は都市公園法（昭和31年法律第79号）の2条第1項で次のように定義されている。

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

1. 都市計画施設〔都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ〕である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

2. 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ. 1の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く）

ロ. 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

都市計画法第4条第6項

この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

都市計画法第11条第1項

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

都市計画法第11条第1項第2号

公園、緑地、広場、墓地その他の公共空地

つまり、都市公園は都市公園法第2条に基づく、下記の①又は②に該当する公園又は緑地である。

① 都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体の設置するもの。この場合、都市計画区域の内外を問わない。

② 都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。この場合、都市計画決定の有無に関わらず、また、都市計画事業の執行によって生じたものに限らない。

なお、都市公園は都市公園を管理することになる者（国、地方公共団体）が供用を開始するにあたり政令で定める事項を公告することにより設置されるものである（都市公園法第2条2）。

(3) 都市公園の種類

都市公園は、機能、目的、利用対象、誘致圏域等によって①住区基幹公園、②都市基幹公園、③大規模公園、④国営公園、⑤緩衝緑地等の5つに大別されている。

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地帯	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じて配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

2 都市公園の配置及び規模の基準

(1) 経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。「第2次一括法」という。）が平成23年8月30日に公布され、同法による都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）が改正され、平成24年4月1日から施行された。

これに伴い、都市公園法第3条第1項の「都市公園の設置基準」及び第4条第1項の「公園施設の設置基準」における一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の制限について、国が政令で定める基準（都市公園法施行令第1条の2、第2条、及び第6条第2項～第5項）を参酌して地方公共団体が条例で定めることとされた。

これを受けて長野県では「長野県都市公園条例」を改正し、詳細基準を「長野県都市公園規則」に規定した。（平成25年4月1日施行）

(2) 長野県都市公園条例（抜粋）（平成25年4月1日施行）

（配置及び規模の基準）

第4条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の区域内の都市公園（国及び他の地方公共団体が設置するものを含む。第3号において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積が10平方メートル以上となるようにすること。
- (2) 広域の利用に供するものとして配置し、及び規模を定めること。
- (3) 県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、及び規模を定めること。
- (4) 容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように規模を定めること。

（公園施設の基準）

第4条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書の条例で定める範囲は、運動施設を設ける場合その他の規則で定める場合ごとに規則で定める。

(3) 長野県都市公園規則（抜粋）（平成25年4月1日施行）

（公園施設の基準）

第1条の2 条例第4条の3第1項の規定により定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

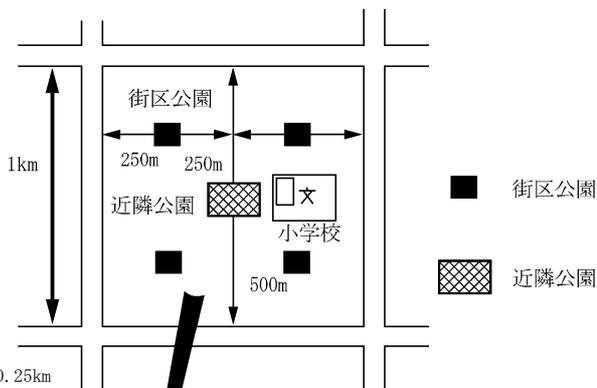
- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として都市公園法（昭和31年法律第79号。次条及び第3条において「法」という。）第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができること。
- (2) 政令第6条第1項第2号に定める場合同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができること。
- (3) 政令第6条第1項第3号に定める場合同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができること。
- (4) 政令第6条第1項第4号に定める場合同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができること。

【参考】

都市公園等の配置基準及び模式図は下記の通りである。

住区レベル（1 近隣住区）

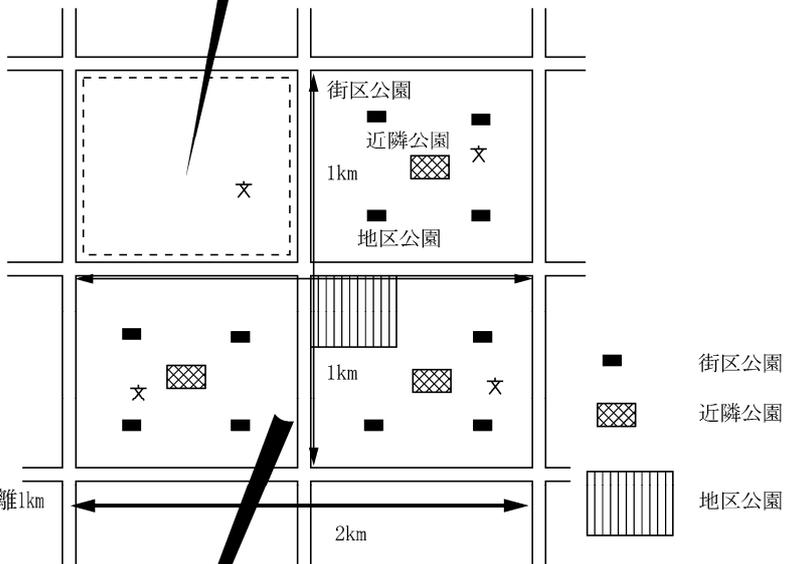
標準面積：100ha（1km×1km）
 標準人口：10,000人
 街区公園 4 箇所
 近隣公園 1 箇所



街区公園：標準面積 0.25ha 誘致距離0.25km
 近隣公園：標準面積 2ha 誘致距離0.50km

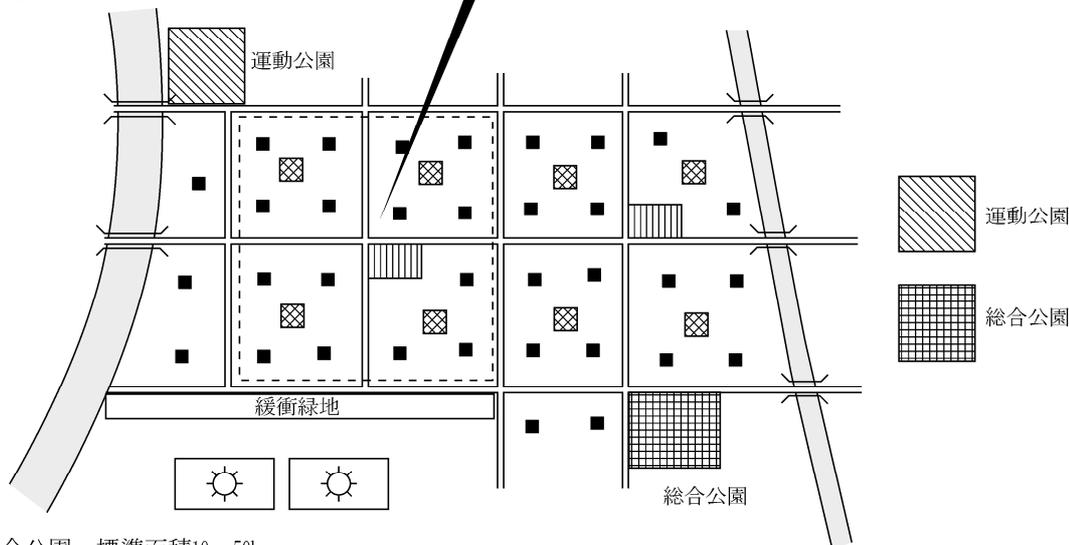
住区レベル（4 近隣住区）

標準面積：400ha
 標準人口：40,000人
 街区公園16箇所
 近隣公園 4 箇所
 地区公園 1 箇所



地区公園：標準面積 4ha 誘致距離1km

(参考) 都市レベル



総合公園 標準面積10～50ha
 運動公園 標準面積15～75ha
 都市の規模に応じて配置

第2節 都市公園モデル図

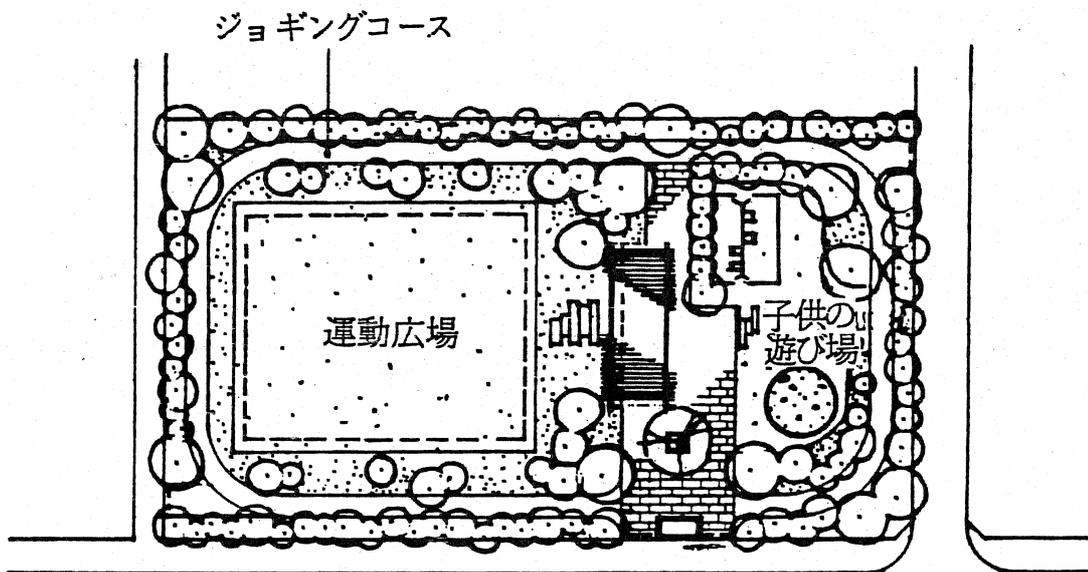
1 公園モデル図

1) 住区基幹公園

(1) 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

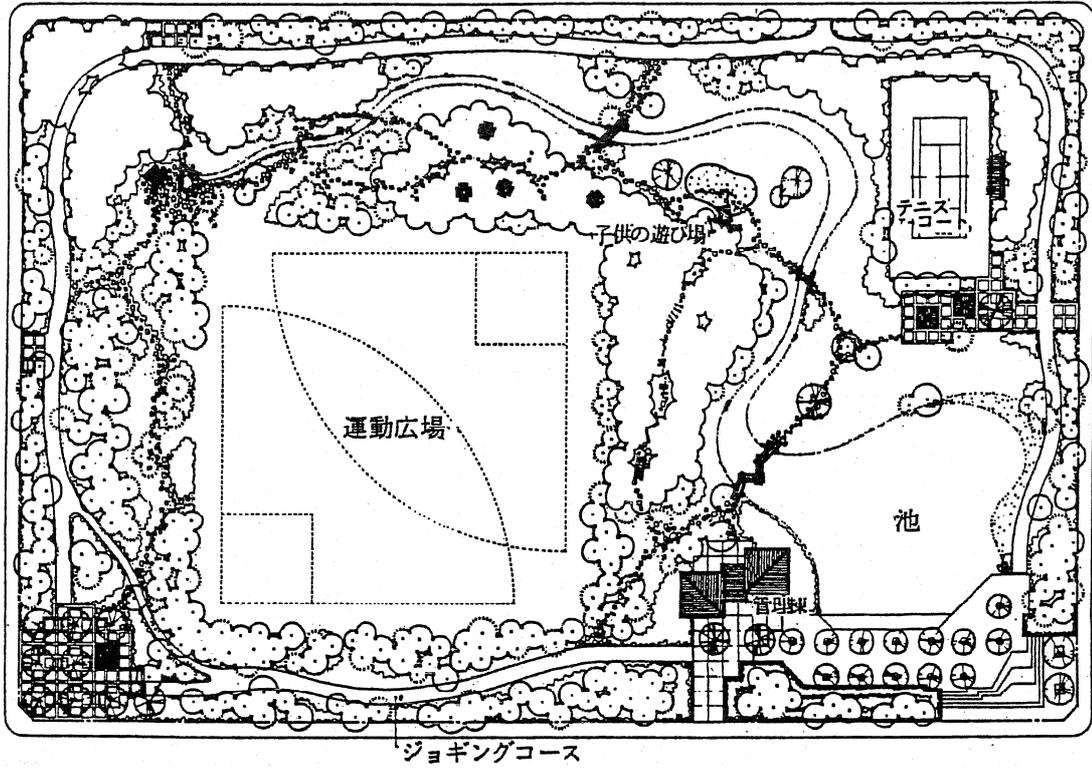
モデル図 0.25ha



(2) 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所当たり面積2haを標準として配置する。

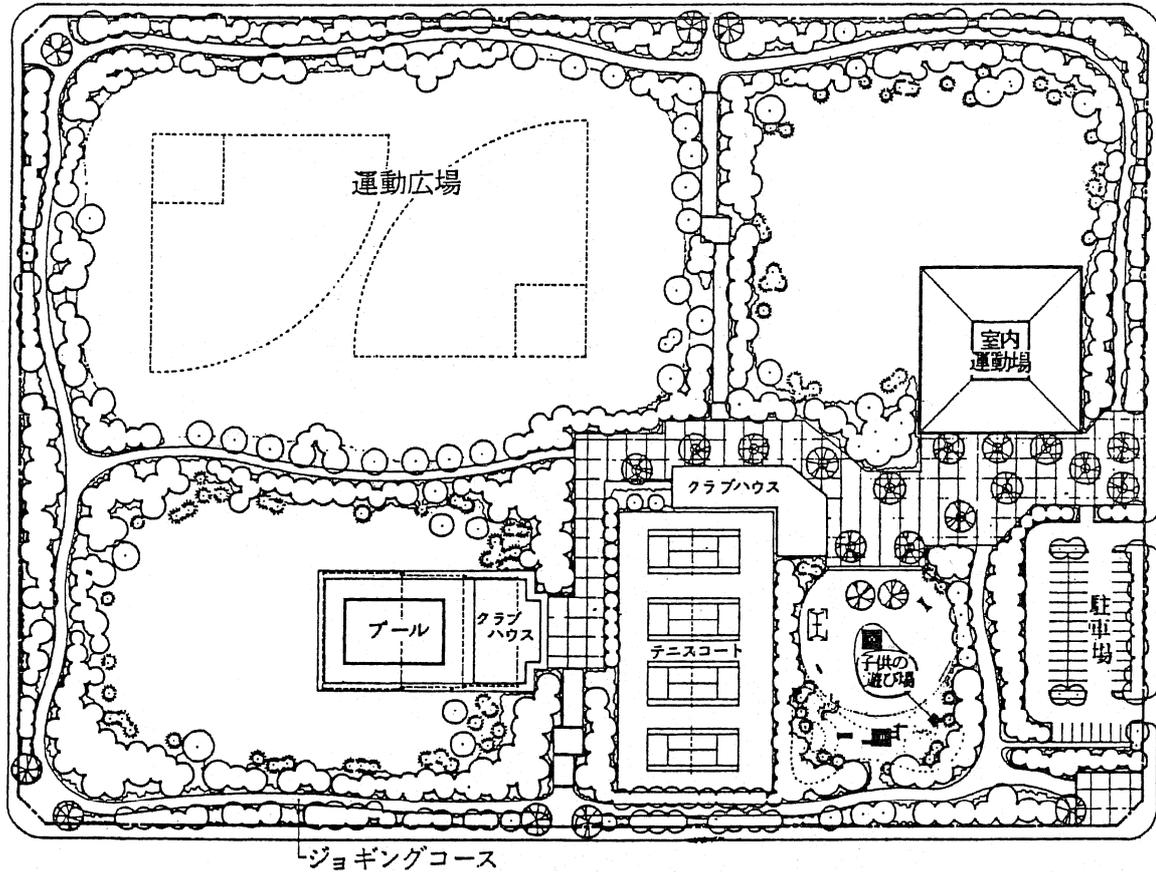
モデル図 2ha



(3) 地区公園

主として地区（4近隣住区）に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1地区当たり1カ所面積4haを標準として配置する。

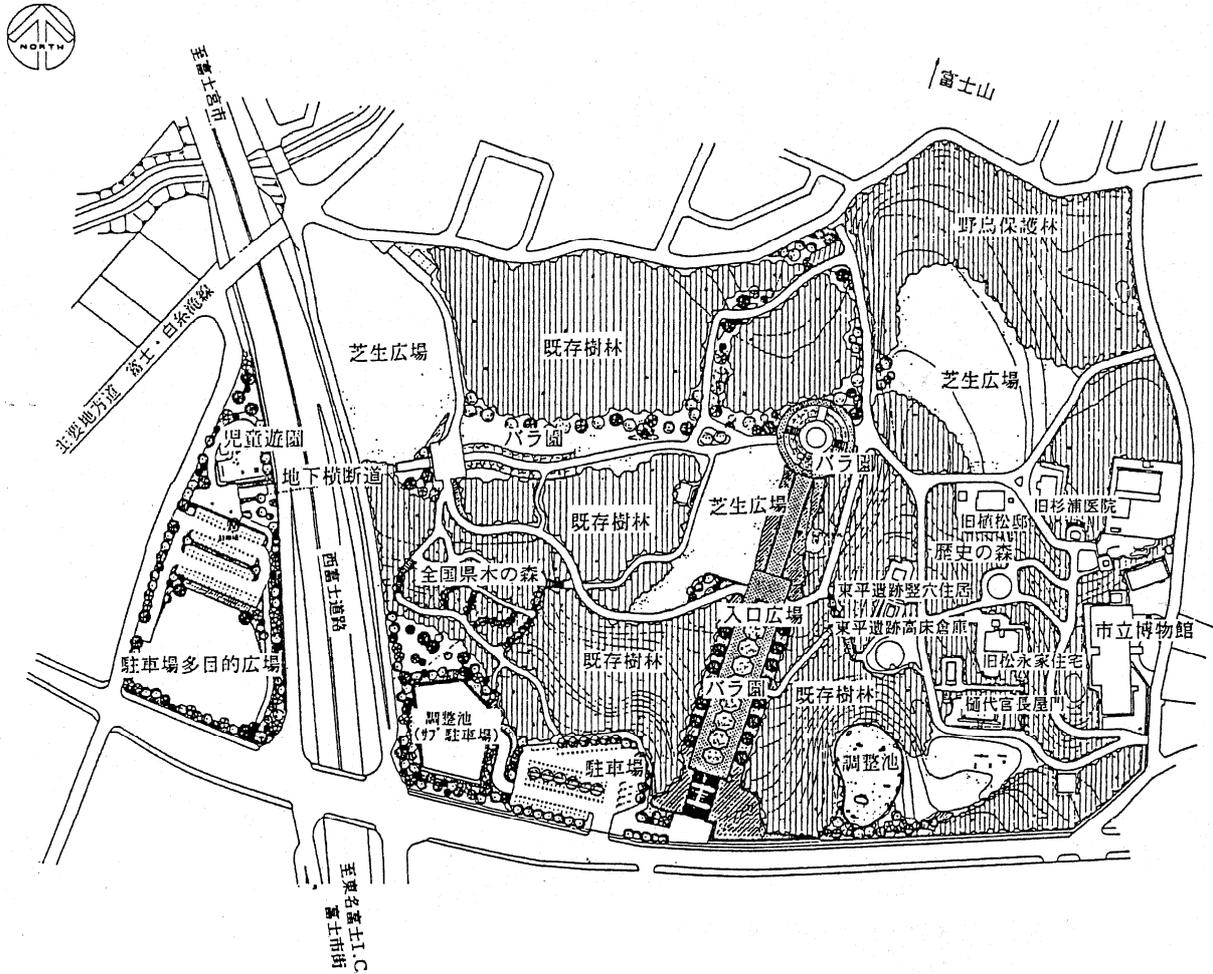
モデル図 4ha



2) 都市基幹公園

(1) 総合公園

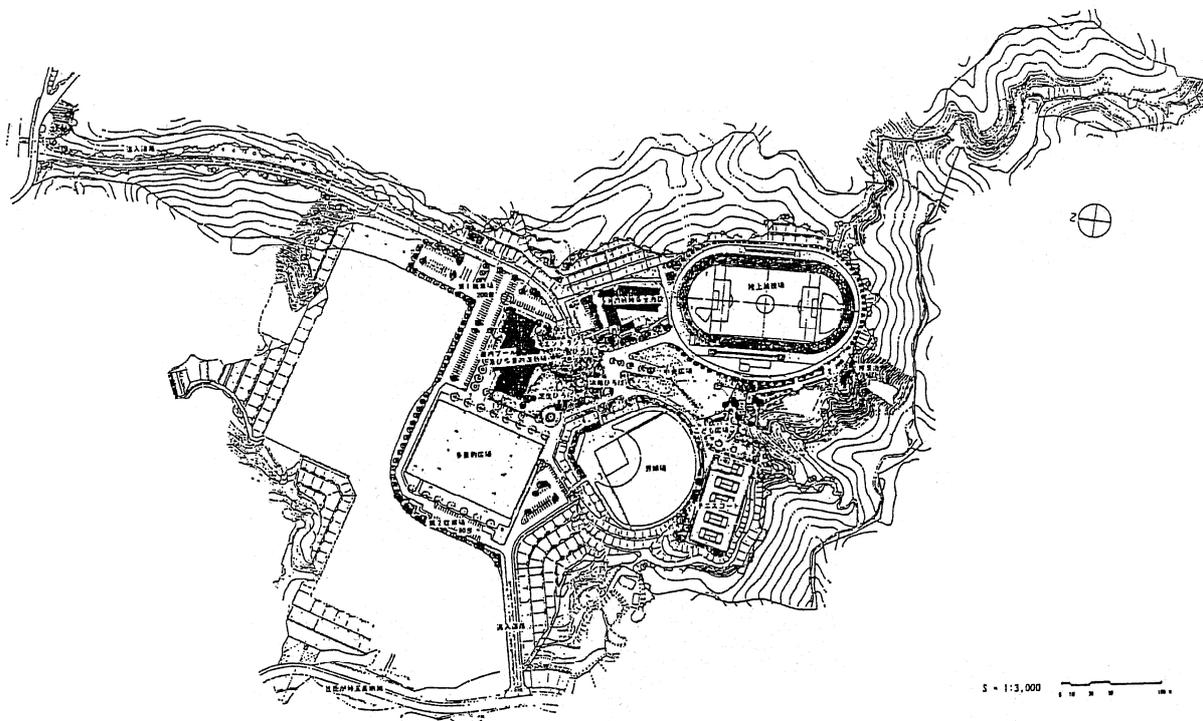
都市住民全般の休息、観賞、徒歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。



広見公園 13.7ha (静岡県)

(2) 運動公園

都市住民公園全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。



三隅中央公園 23.4ha (島根県)

3) 特殊公園

(1) 風致公園

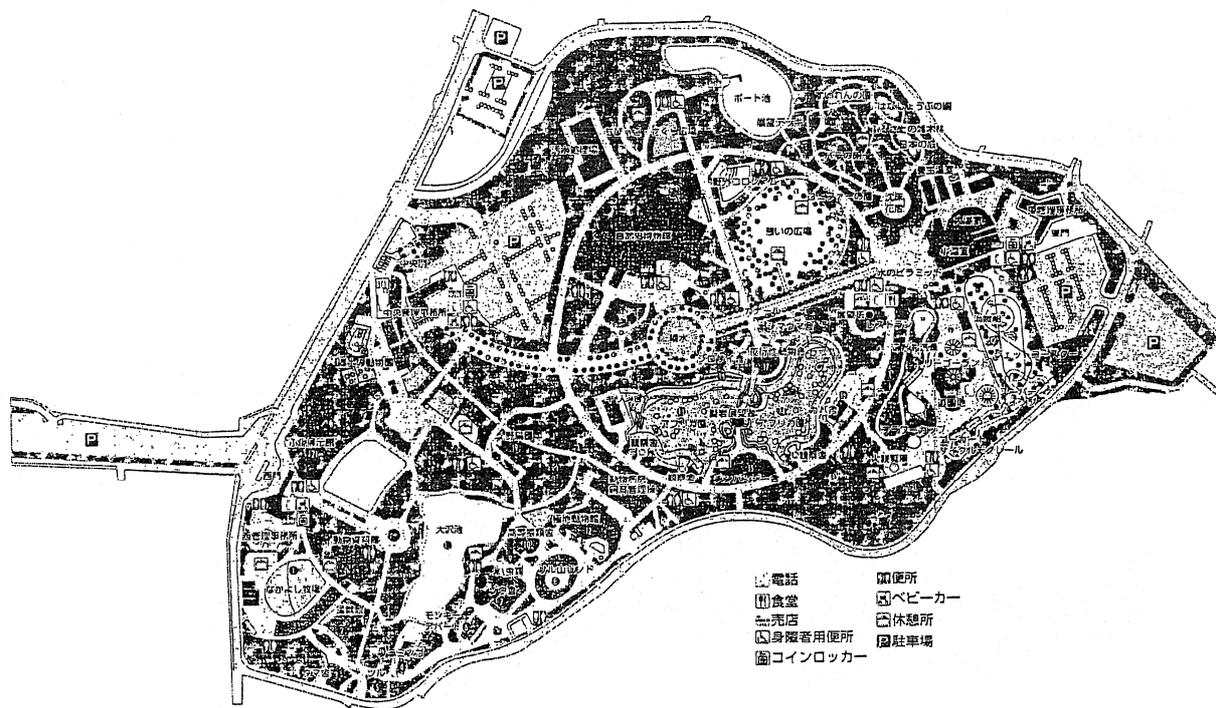
主として風致を享受することを目的とする公園で樹林、水辺地帯等の自然的条件に応じ適切に配置する。



朝日山公園 25.0ha (佐賀県)

(2) 動植物公園

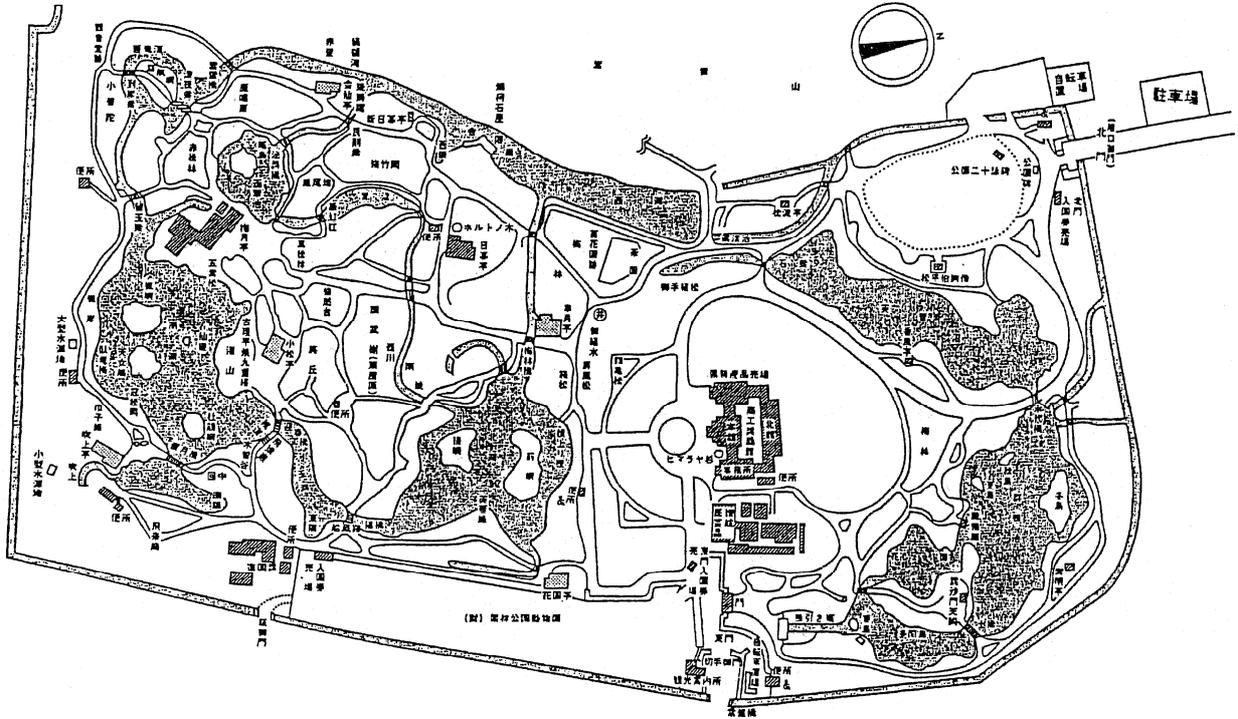
動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じ、適切に配置する。



豊橋総合動植物公園 39.6ha (愛知県)

(3) 歴史公園

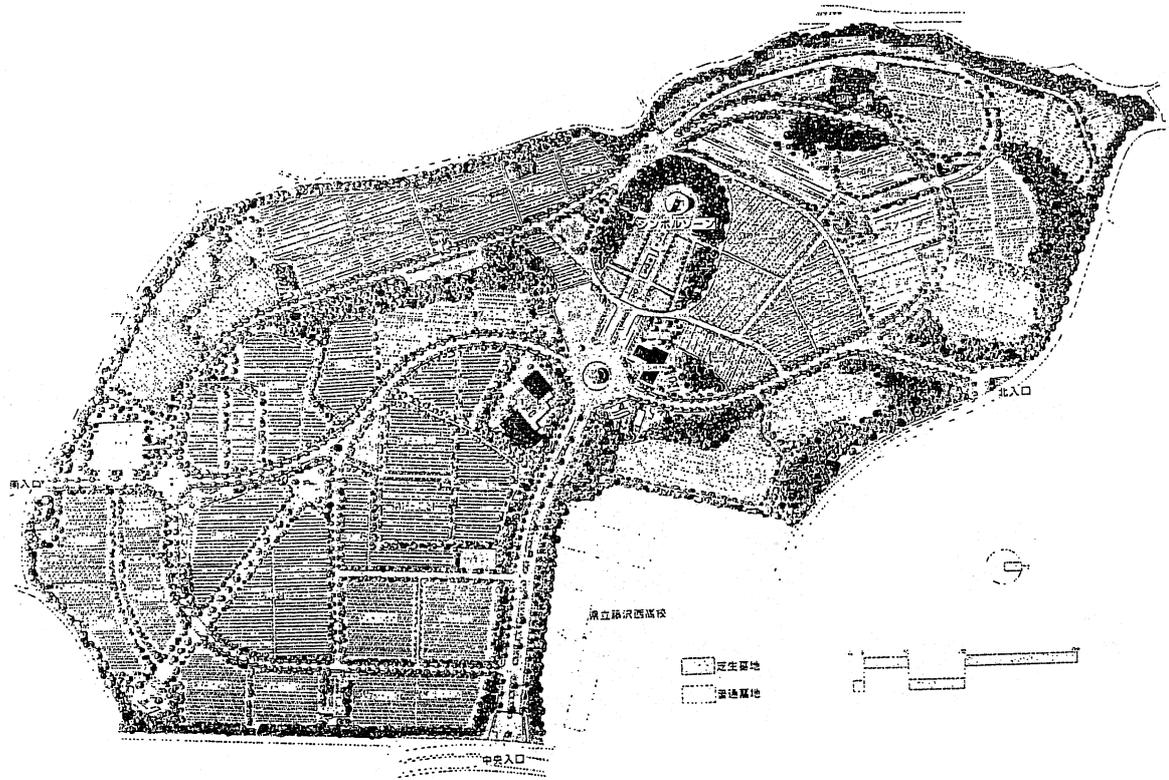
史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園、文化財の立地に応じ適宜配置する。



栗林公園 75.3ha (香川県)

(4) 墓園

その面積の3分の2以上を園地とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で都市の実情に応じて設けられる。

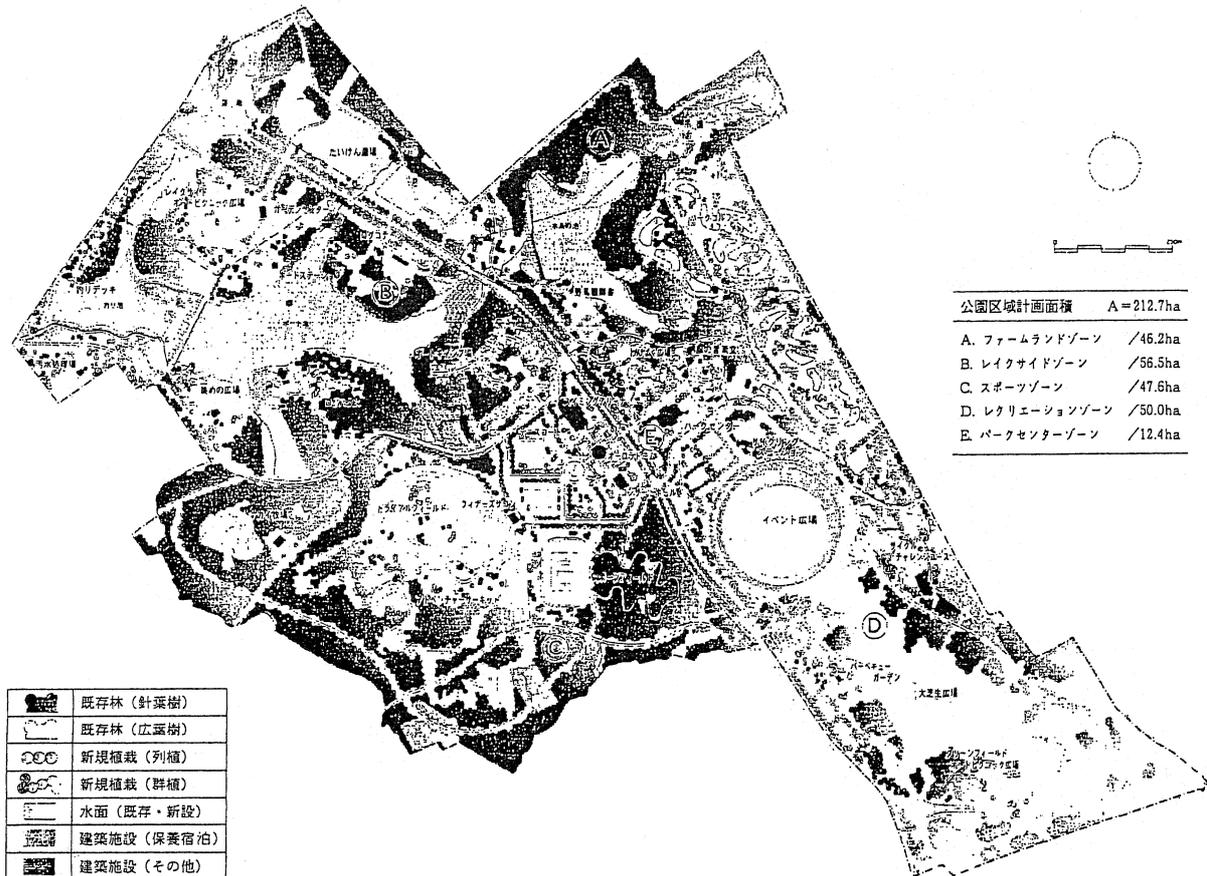


大庭台墓園 38.0ha (神奈川県)

4) 大規模公園

(1) 広域公園

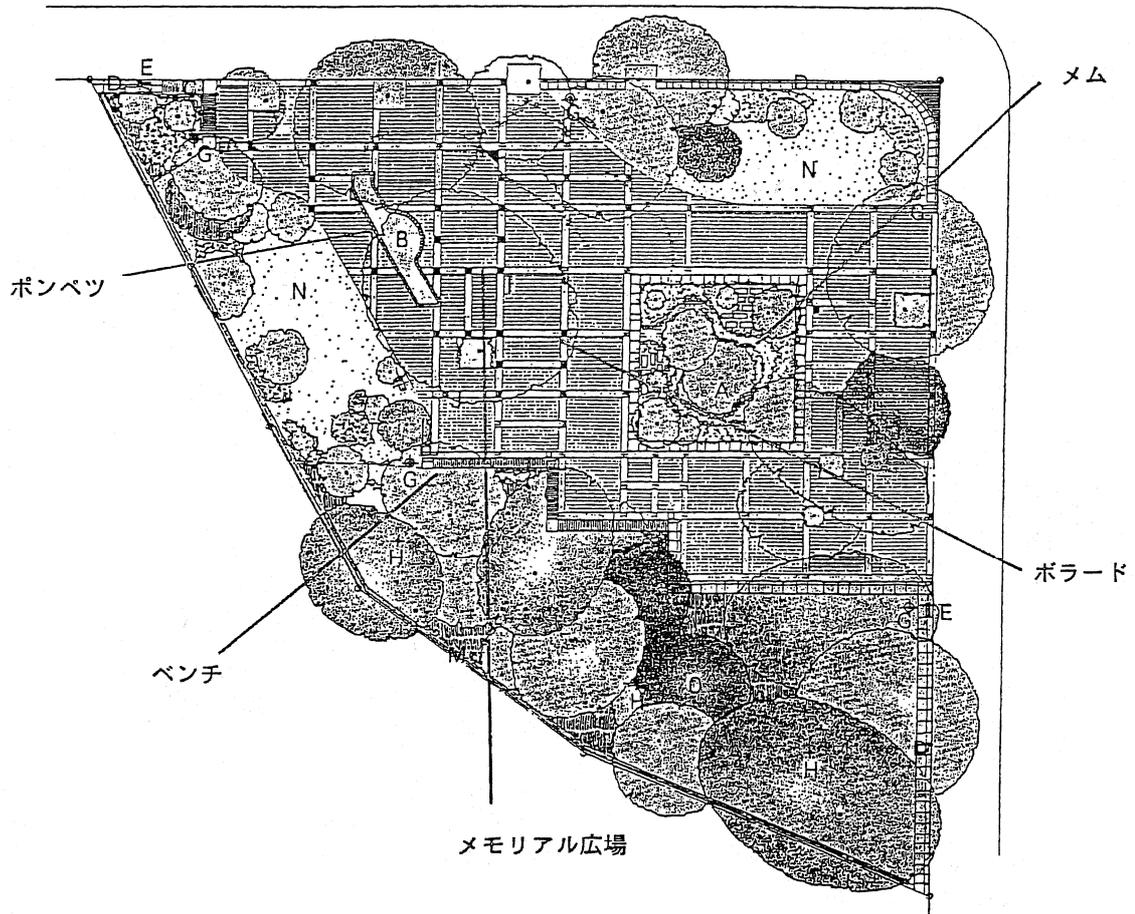
主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1カ所程度、面積50ha以上を標準として配置する。



北歐の杜公園 68.0ha（秋田県）

5) 都市緑地

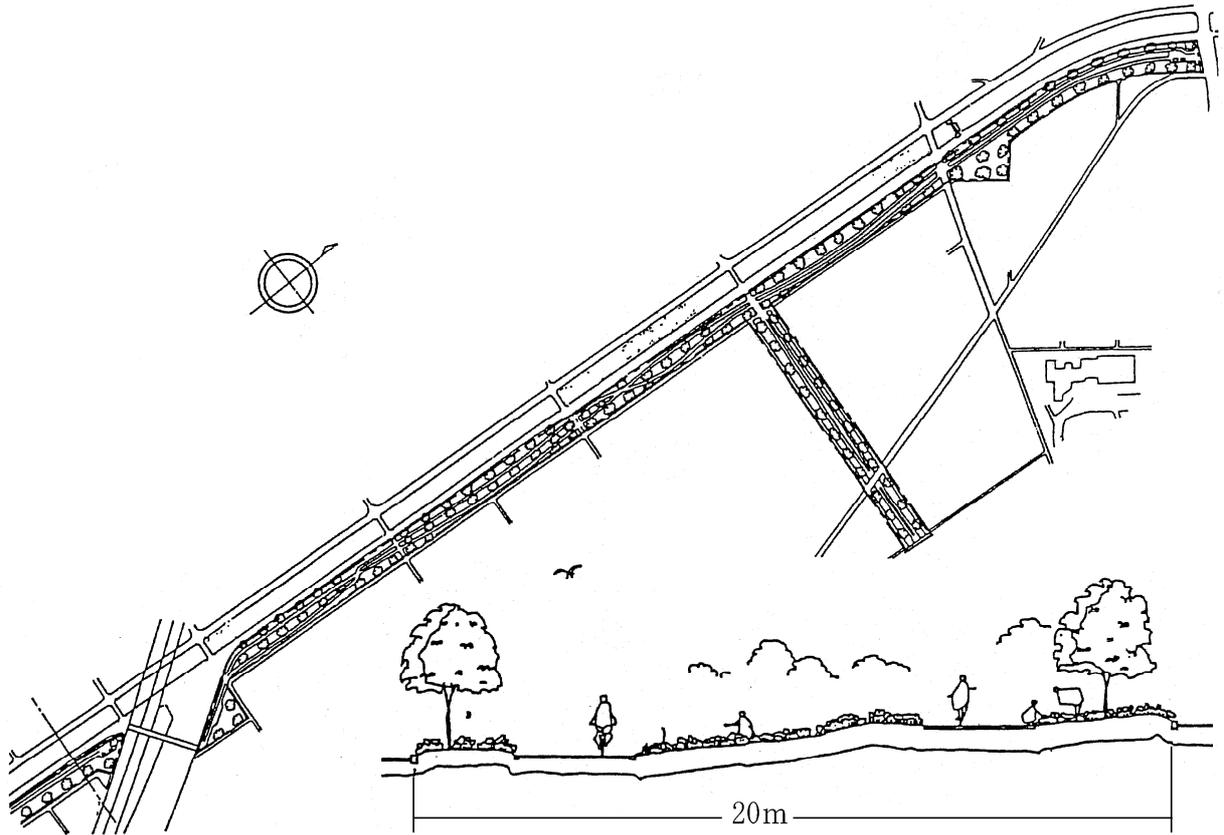
- (1) 主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。



モデル図 宮部記念緑地 0.11ha (札幌市)

6) 緑道

ア 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。



さいたま緑道 12.3ha (埼玉県)

第3節 多様なニーズに対応する都市公園

国民の都市公園に対するニーズは多様であり、安全で安心できる都市づくりに対応する都市公園、長寿・福祉社会の実現に資する都市公園、都市環境の保全・改善や自然との共生に資する都市公園、広域的なレクリエーション活動や個性と活力のある都市、農村づくりに対応する都市公園など様々なニーズに対応した都市公園施策メニューが用意されている。これらを総括的にまとめたものが以下の表である。

【多様なニーズに対応する都市公園事業】

【項目】	【施策名称】	【内容】
(1) 安全で安心できる都市づくりへの対応	① 防災公園	地震災害時に広域防災拠点、広域避難地、一次避難地、避難路となる公園の整備
	② 防災緑地緊急整備事業	都市開発資金により先行取得した避難地等となる防災公園の予定地に防災上最小限必要な施設の整備を実施
	③ 防災公園・市街地一体整備事業	市街地内の低・未利用地の有効利用により、防災公園と、市街地の防災機能を強化する施設の整備等を含む市街地の整備を一体的に行い、防災拠点の整備を推進
	④ 防災公園街区整備事業	地震災害等に対し脆弱な構造となっている大都市地域の既成市街地において、地方公共団体の要請により都市基盤整備公団が防災公園の整備と周辺市街地の整備改善を一体的に実施
(2) 長寿・福祉社会への対応	① 健康福祉公園都市づくり促進事業	健康福祉公園都市づくり計画に基づき、いきいきふれあい公園、健康・運動施設等の整備を、福祉施設等との連携調整を図りつつ計画的に推進
	② いきいきふれあい公園	福祉施設等と一体となった公園、使いやすいゆったりトイレの整備
	③ 健康・運動施設整備事業	各年齢層が手軽に各種の運動が行える拠点の公園及び誰もが身近に健康運動を楽しめる施設を有する公園の整備
	④ 市民農園整備事業	生産緑地の有効活用を図るとともに、家族が共に土とふれあうことのできる市民農園の整備
(3) 都市環境の保全・改善や自然との共生への対応	① 環境ふれあい公園	市民の環境活動や指導者育成等の拠点として、野生生物の生息地等となる自然生態園や野鳥観察所等の施設を整備
	② 都市緑化植物園	都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図るため、教材園、植物展示等を有する緑の相談所等の整備
	③ 建設副産物等の有効活用による公園	環境事業団による産業廃棄物処理施設と緑地の一体的整備、廃棄物処分場跡地等を活用した公園及びゴミ焼却場の廃熱等を活用した公園施設の整備
	④ 再生資源勝代緑地整備事業	都市開発資金により先行取得した公園の予定地で建設副産物等の受け入れに必要な施設の整備を実施
	⑤ 緑地重点地区総合整備事業	緑の基本計画に定められる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のうち、景観形成、環境改善、及び防災機能を向上する地区において、骨格となる公園緑地の整備、公共公益施設の緑化を一体的に推進
	⑥ 平成の森づくり事業	地球温暖化対策としての都市の緑の重要性について、国民意識の一層の高揚、啓発を図るとともに、更地から新たな樹林地の創出を図るため、植栽等について積極的に住民の参加、協力を得る都市公園事業を実施
	⑦ 花と緑のまちづくり事業	地域住民の連帯感の醸成、花の名所づくりによる地域の活性化等、ボランティア住民参加による花と緑の景観づくりを推進
	⑧ 自然再生緑地整備事業	自然的な環境を積極的に創出すべき地域等において、多様な生物の生息生育基盤の確保に資する良好な緑地の整備
(4) 広域的なレクリエーション活動や個性と活力のある都市、農村づくりへの対応	① 地域活性化拠点公園整備事業	ビックイベントや商店街対策と連携して、地域特性を活かした特定テーマを有する都市公園を中核として、民間との協力による地域活性化に資する公園の整備
	② 中心市街地活性化広場公園整備事業	商店街等の中心市街地の活性化を図るため、商業地域等において交流拠点等となる公園・緑地の整備
	③ 緑とにぎわいのまちなか公園	市街地に整備された都市公園の再整備等により、緑豊かな環境の中で、地域住民のにぎわいの場となる交流拠点等の整備を図り、地域の活性化の推進
	④ オートキャンプ場	豊かな自然環境の中での宿泊滞在型レクリエーション需要に対応するため、質の高いオートキャンプ場の整備
	⑤ 緑の歴史・文化地区保全整備事業	歴史的・文化的風土等を保全、活用するため、史跡等の文化財と一体となった公園整備等を推進
	⑥ 地域ルネッサンス公園	身近な歴史風土や地域の特徴となる景観を地域と一体となって保存、復元、体験する公園の整備